

平成二十年
五 月 中

秋 田 県 公 報 目 録

第千九百七十五号から
第千九百八十二号まで

公布又は
公示番号
題 名
公報番号
日

条 例

三一 秋田県税条例の一部を改正する条
例 号外一 一三

規 則

三四 秋田県財務規則の一部を改正する規
則 号外二 一

告 示

二二四 議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例第五
条の二第一項及び第五条の三第一
項の規定に基づき知事が定める額
の一部改正

二二五 議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例第十
条の二の規定に基づき知事が定める
金額の一部改正

二二六 基本測量実施の通知

二二七 道路区域の変更

二二八 道路の供用開始

二二九 証紙売りさばきの廃止の届出

二三〇 建築基準法による道路位置の指定

二三一 軽油引取税に係る特約業者の指定
の取消し

二三三 平成二十年調理解師試験の実施

二三四 保安林の指定 一九七六 九

二三五 大規模小売店舗の名称、設置者等
の変更に関する届出

二二六 大規模小売店舗の新設日、施設等
の変更に関する届出

二二七 道路区域の変更

二二八 建築基準法による指定確認検査機
関の業務区域の増加の認可

二二九 河川区域の変更による廃川敷地等
の指定の取消し

二三〇 個人情報保護条例に基づく県出資
法の指定の取消し

二三一 情報提供を推進すべき法人の変更

二三二 情報公開を推進すべき法人の変更

二三三 家畜伝染病予防法第九条の規定に
よる消毒の実施

二三四 生活保護法による指定医療機関の
事業の廃止

二三五 生活保護法による医療機関の指定

二三六 保安林予定森林の指定通知

二三七 生活保護法による指定介護機関の
事業の廃止

二三八 生活保護法による介護機関の指定

二三九 生活保護法による指定介護機関の
変更

二四〇 道路の供用開始

二四一 開発行為に関する工事の完了

二四二 青少年に有害な図書類の指定

二四三 青少年に有害な興行の指定

二四四 指定施設要件変更予定通知

二四五 道路区域の変更

二四六 道路の供用開始

二四七 建築基準法による道路位置の指定

二四八 軽油引取税に係る特約業者の指定
の取消し

二四九 道路の供用開始 一九八一 二七

二五〇 生活保護法による指定医療機関の
事業の廃止

二五一 生活保護法による指定医療機関の
事業の廃止

二五二 生活保護法による医療機関の指定

二五三 生活保護法による施術者の指定

二五四 農地保有合理化事業規程の変更の
承認

二五五 争議行為の予告

二五六 道路区域の変更

二五七 開発行為に関する工事の完了

二五八 〃

二五九 〃

公 告

〇特定調達契約に係る契約業者の決定 一九七五 二

〇土地改良区の定款変更の認可

〇土地改良区の役員就任の届出

〇土地改良区事業完了の届出

〇土地改良区事業完了の届出

〇土地改良区役員退任及び就任の
届出

〇土地改良区の定款変更の認可

〇土地改良区事業計画の変更に係る協
議に対する適否決定及び縦覧

〇土地改良区事業完了の届出

〇県営土地改良区役員退任及び就任
の届出

〇土地改良区役員退任及び就任の
届出

〇特定調達契約に係る随意契約の相
手方の決定

<p>三四 公職選挙執行規程の一部を改正する 一九七八 一六</p>	<p>九 教育委員会会議の開催 一九七五 二 秋田県指定無形文化財の解除 号外一</p> <p>選挙管理委員会告示</p>	<p>教育委員会告示</p> <p>一〇 公立小中学校教員に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項の規定に基づく手続に関する規則の一部を改正する規則 一九七七 一三</p>	<p>教育委員会規則</p> <p>〇 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 一九七八 一六 〇 土地改良区の役員の退任及び就任の届出 〃 〃 〇 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定 一九七九 二〇 〇 土地改良区連合の役員の退任及び就任の届出 〃 〃 〇 市町村営土地改良事業計画の変更の協議を適当とする旨の決定 一九八〇 二三 〇 土地改良区の役員の退任及び就任の届出 二件 〃 〃 〇 土地改良事業工事の完了の届出 〃 〃 〇 土地改良区の定款変更の認可 〃 〃 〇 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 一九八一 二七 〇 原有財産の売払いに係る一般競争入札の実施 〃 〃 〇 土地改良区の役員の退任の届出 〃 〃 〇 特定調達契約に係る落札者の決定 一九八二 三〇 〇 土地改良区の役員の退任及び就任の届出 〃 〃 〇 土地改良区の定款変更の認可 〃 〃</p>	<p>〇 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 一九七八 一六 〇 土地改良区の役員の退任及び就任の届出 〃 〃 〇 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定 一九七九 二〇 〇 土地改良区連合の役員の退任及び就任の届出 〃 〃 〇 市町村営土地改良事業計画の変更の協議を適当とする旨の決定 一九八〇 二三 〇 土地改良区の役員の退任及び就任の届出 二件 〃 〃 〇 土地改良事業工事の完了の届出 〃 〃 〇 土地改良区の定款変更の認可 〃 〃 〇 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 一九八一 二七 〇 原有財産の売払いに係る一般競争入札の実施 〃 〃 〇 土地改良区の役員の退任の届出 〃 〃 〇 特定調達契約に係る落札者の決定 一九八二 三〇 〇 土地改良区の役員の退任及び就任の届出 〃 〃 〇 土地改良区の定款変更の認可 〃 〃</p>
<p>公安委員会規則</p> <p>〇 平成二十年警察官採用試験公告 〃 〃 〇 平成二十年秋田県職員採用試験公告 一九七八 一六</p>	<p>人事委員会公告</p> <p>〇 平成二十年警察官採用試験公告 〃 〃 〇 平成二十年秋田県職員採用試験公告 一九七八 一六</p>	<p>人事委員会規則</p> <p>〇 人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則 一九七五 二 〇 人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則 〃 〃 〇 人事委員会規則七一一(管理職手当)の一部を改正する規則 一九七六 九 〇 人事委員会規則七一一(管理職手当)の一部を改正する規則 〃 〃 〇 人事委員会規則七一一(管理職手当)の一部を改正する規則 一九七八 一六 〇 人事委員会規則四一五(職員の任用)の一部を改正する規則 一九八二 三〇</p>	<p>人事委員会規則</p> <p>〇 人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則 一九七五 二 〇 人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則 〃 〃 〇 人事委員会規則七一一(管理職手当)の一部を改正する規則 一九七六 九 〇 人事委員会規則七一一(管理職手当)の一部を改正する規則 〃 〃 〇 人事委員会規則七一一(管理職手当)の一部を改正する規則 一九七八 一六 〇 人事委員会規則四一五(職員の任用)の一部を改正する規則 一九八二 三〇</p>	<p>規程 三五 政治団体の解散の届出 一九八二 三〇 三六 政治団体の収支に関する報告書 〃 〃 三七 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出 〃 〃 三八 政治団体の設立の届出 〃 〃 三九 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出 〃 〃 四〇 政治団体の解散の届出 〃 〃 四一 政治団体の収支に関する報告書 〃 〃 四二 公職の候補者の資金管理団体の届出 〃 〃 四三 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出 〃 〃</p>
<p>正 誤</p> <p>〇 平成十九年十一月二十日付け秋田県告示第五百五十四号の正誤 一九八一 二七 〇 平成十七年十月十四日付け秋田県告示 〃 〃</p>	<p>取用委員会の公示による通知</p> <p>〇 土地取用事件の審理開始の公示による通知 一九七七 一三</p>	<p>取用委員会告示</p> <p>一 監査結果に基づき講じた措置の公表 一九八一 二七 二 取用の裁決手続の開始の決定 一九七七 一三 三 土地取用事件の審理の開始 〃 〃</p>	<p>監査委員会公告</p> <p>一 秋田県労働委員会のあつせん員候補者の氏名、履歴等 一九七六 九 二 秋田県産業経済労働部の企業職員が結成し、又は加入する秋田県公営企業職員労働組合に係る労働組合法第二十条第一号に規定する者の範囲 〃 〃</p>	<p>労働委員会告示</p> <p>一 秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程 一九八〇 二三 二 秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程 一九八〇 二三</p> <p>警察本部告示</p> <p>五 秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程 一九八〇 二三 六 車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則 号外一 三〇</p>

- 示第八百九十三号の正誤
- 平成二十年三月二十一日付け秋田県
告示第三百三十三号の正誤 一九八二 三〇
- 平成二十年四月四日付け秋田県告示
第三百七十号の正誤 “ ”
- 平成十九年十二月四日付け秋田県告示
第五百七十六号の正誤 “ ”

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄